



島根県報

平成28年8月26日（金）

号外 第 149 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第550号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村白谷1396番2地先から同町柿木村下須1598番1地先まで	前	メートル 10.10～ 25.80	メートル 737.80	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 減幅 工事用道路の撤去
			後	10.10～ 18.00	737.80	
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町下口羽15番2地先から同23番1地先まで	前	8.50～ 10.30	56.40	交通安全工事 拡幅
			後	9.60～ 10.30	56.40	
"	"	邑智郡邑南町下口羽105番6地先から同181番1地先まで	前	8.10～ 13.40	397.20	交通安全工事 拡幅
			後	10.00～ 17.50	397.20	

島根県告示第551号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村白谷1396番2地先から同町柿木村下須1598番1地先まで	メートル 737.80	平成28年 8月26日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	